



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アレッサンドロ・ヴァリニャーノ著、高橋裕史訳「東インド巡察記」
Author(s)	牧野, 玲子
Citation	基督教學, 41, 28-32
Issue Date	2006-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46702
Type	other
File Information	41_28-32.pdf



ヴァリニャーノ／高橋裕史訳

『東インド巡察記』東洋文庫七三四(平凡社)

牧 野 玲 子

ヴァリニャーノ／高橋裕史訳『東インド巡察記』の構成と内容はおよそ次の通りである。

- ・序言 イエズス会総会長宛の書簡
- ・一章～四十章 テーマ別報告書形式で記述されている。

第一章は、巡察師ヴァリニャーノが担当する広大な管轄地に関する自然地理学的説明と、ここに「一五七九年現在、五つのコレジオと七つの主要なレジデンシア」のほか、多数の関係施設が点在していることを報じている。

第二章は「当管区の人種、王国、習慣および、言語の多様性について」と題され、現地の宗教事情等にも言及した人文的地理的分野からの現地報告文と言える。これ

に続く第三章～第四十章には、F・ザビエルが一五四二年五月六日にインド(ゴア)に到着してから三十七年を経たイエズス会インド管区の現状報告と歴史的分析、のちにフランシスコ会司祭リバデネイラ (Ribadeneira・de・Marcelo) (注一) が『極めて遠く広大な地方』と形容した東インドの各地で、「イエズス会」として、またイエズス会士個人としての適切な宣教活動の遂行に必要な提案および諸注意事項が客観的に叙述されている。

ヴァリニャーノは、秀でた観察力と分析力を駆使して『状況を詳細に考慮して、今ここで為すことができるし、為さねばならぬこと』を決定するにあたり、『初めは堅いパンよりも乳を与える』漸進主義を布教方針の基盤としていた。この姿勢は、総会長メルクリアンが、すでにローマで、彼に示したものの(統轄に際しては、温和と愛情をもって臨むべきこと)と一致するものであった(注一・二)。

第四章以降は、特に各地域の特殊性に言及し、それに基づいた宣教活動方針の提案や諸注意事項等に費やされている。毎日実際に宣教活動に従事しているイエズス会

士への巡察師の温かな心くばりが、彼らが抱えている具体的諸問題の解決方法に関する上長（管区長）たちへの提言として具体化し、さらに礼節を重んじる東洋の布教地では、直接現地人に接する宣教師個人の品性や教養が、布教活動に大きな影響を及ぼすことを悟った彼は、各地域の文化に対する態度や宣教師が保持すべき礼儀作法等について、精神と実践の両面から詳述する（注一3）。

「終わりの辞」（翻訳者による加筆）一五八〇年八月に『東インド巡察記』の原稿を完成させたヴァリニャーノは、「序言」と同様に、イエズス会最高権限保持者である総会長（注一4）宛の書簡をもって巡察師としての報告を終える。

「東インドの諸事に関する要録。総会長エヴェラルド・メルキュリアン親下のために、巡察師パードレ・アレッサンドロ・ヴァリニャーノによって、作成された（一五八〇年）」

「東洋文庫」叢書は一九七三年三月三十日、ヴァリニャーノ著『日本巡察記』松田毅一他訳（初版）を出版した。本書は松田毅一氏による「緒言」と「解題Ⅰアレッシャンドゥロ・ヴァリニャーノの生涯」、「Ⅱヴァリニャーノの第一次日本巡察について」、近松洋男訳『日本諸事要録』及び佐久間正訳『日本諸事要録補遺』からなる。

同叢書は、二〇〇五年一月七日、ヴァリニャーノ／高橋裕史訳『東インド巡察記』をこれに加えた。前翻訳書の出版から三十二年を経た今日、史・資料の入手方法や研究機関の充実、専門分野別研究の進歩等、さまざまな状況の変化を考慮しても、当該書の翻訳には不可欠な諸言語（ラテン・スペイン・ポルトガル）の習得、膨大な関係資料の読み込み、歴史学及び宗教学、とりわけカトリック教会、修道会に関する正しい知識が要求されるはずの訳出作業を高橋裕史氏が単独でやり遂げたことに敬服する次第である。さらに、当該書に付された「訳者はしがき」、各章の注釈、特に二十頁におよぶ「解説」には、訳者の、日本の近世キリスト教史・イエズス会の諸

活動の研究者としての自負心が吐露されていてほほえましい。

既に刊行されているカトリック関係文書の翻訳には一文書に複数の翻訳者が携わり「共訳」の形をとっていることが多い。既に掲げたA・ヴァリニャーノの著書『日本イエズス会士礼法指針』『日本巡察記』はともに共訳書であった。『十一・十七世紀 イエズス会日本報告集』は、松田毅一監訳、家人、田所、住田、清瀬、日笠諸氏による翻訳、これに協力E・ヨリッセン（ドイツ）を加えてのチーム・ワークである。勿論、単独訳出の例として、ルイス・フロイス著／柳谷武夫訳『日本史』全五卷（東洋文庫）、矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集』全六卷（同文庫）等がある。しかし、カトリック教会関係文書の翻訳には、正確にその主旨が伝わること、誤解を生じないこと、実際に用いる為に平易であること等が要求される。イエズス会、パリ外国宣教会、フランシスコ会等、修道会関係文書であれば、当然、当該修道会内・外部に関する知識・理解が求められる。その上、修道会関係の資料で、門外不出扱いの場合、当然その筋の協力

者と共に作業する必要性が生じ、結果的に「共訳」になる。高橋訳『要録』も以前はこの種の史料であったであろう。当該書の「訳者はしがき」³にも指摘されている通り、『東インド管区の諸事と、その統括に関する要録』は、もともと世に公開することを目的としていなかった為、一部の研究者を別にして、一般の歴史家諸氏の研究対象にはなじまなかったのは当然であろう。それだけに、この機密文書「要録」が、作成から数百年を経た二十一世紀に、高橋氏の努力の結実として、東洋文庫叢書に加えられ、公開の時を迎え、多角的な視点からの評価を受ける状況に置かれていることをおもうとき、時代の経過と状況の変化を感じる次第である。ところで、この種の書物の内容を出来るだけ正しく理解するために、執筆者や歴史的背景、とりわけ（カトリック）教会や修道会の制度について予備知識を蓄えておくことが必要であろう。「訳者はしがき」⁷は、執筆者東インド巡察師A・ヴァリニャーノの生涯等については、松田毅一他訳『日本巡察記』に付されている解題Ⅰ及びⅡに全面的に委ねているので、翻訳書『東インド巡察記』出版の

機会に、松田毅一他訳『日本巡察記』の緒言、解題Ⅰ、Ⅱを参照しながら二つの巡察記を読み比べてみることは有益であろう。

一九六二年から一九六五年にかけて、カトリック教会は大転換期を経験した。教会内からの「刷新と適応」を実現する為に開催された第二ヴァティカン公会議である。一九六三年にはヨハネ二十三世（一八八一～一九六三）が回勅『地上に平和を』（パーチェム・イン・テリス）を發布して全世界に向かって真理・正義・愛・自由にもとづく諸国民の平和について語りかけた。当時すでに八十の坂を越えていた教皇の漸新さは、後任の進歩的教皇パウロ六世に引き継がれ、多くの公会議文書となった。今回、改めてA・ヴァリニャーノ関係の邦訳史・資料に触れて、十六世紀に活躍したこのイエズス会士が、二十世紀の公会議の根本方針「刷新と適応」の必要性を会得し、実践した、この道の「開拓者」であったことに思い至った次第である。

あとがき

「キリシタン用語」の邦訳史研究に些かの年月を費やしただけの筆者が、分野違いの当該翻訳書を評するのは、誠にお門違いである。それゆえこの小論は拙い「紹介」とさせていだきたい。実際、翻訳者高橋氏と筆者とは、同じ史・資料を扱う場合でも、観点を異にし価値判断に違いを感じる。訳者は主に歴史学の諸分野にわたっての価値を見いだし、筆者は（カトリック）教会、修道会の特殊性を前提に、史・資料が語りかけている真意を理解しようと試みる。「訳者はしがき」6における『東方見聞録』と『東インド巡察記』の関係についての記述はその一例であろう。とはいえ、もし、この種の史料が邦訳されなければ、A・ヴァリニャーノの先見の明を知ることでもできなかったはずで、ここに訳者高橋氏のご努力に敬意を表するとともにここからの感謝を申し上げる。今後、一層実り豊かなものになることを期待して……。

(注1) リバデネイラ (Ribadeneira・de・Marcelo) 生年

不詳、一六〇六年サラマンカで死去、ルソン総督使節の資格で平戸に到着、長崎での転地療養中の一九七七年二月五日に、二十六名の殉教を目撃し、同年三月二十一日、追放された三名の同志と共にマカオに到着、ここで二十六名の殉教の証人として教会法上の列聖調査に貢献し、翌年の末に、マニラのフランシスコ会グレゴリオ管区長の命で、列聖審査の手続きのため、関係書類を携えてマドリードとローマに派遣された。その間、日本宣教を主とする一書を著した。参考文献…石井健吾訳、T・オステンブルク著『一六〇一七世紀の日本におけるフランシスコ会士たち』一九八〇、松田毅一他訳『日本巡察記』解題Ⅱ一二四二頁
○J.L.Alvarez-Taladrizの引用文参照。

(注2) 当時、同会のポルトガル管区には統轄方法に関する分裂が生じていた。一方は温和な態度で臨むことを、他方は峻厳に対処すべきことを主張し対立していた。

(注3) キリシタン文化研究シリーズ5 A・ヴァリ

ニャーノ著／矢沢利彦・筒井砂共訳『日本イエズス会士礼法指針』昭和四五年、キリシタン文化研究会発行、参照。

(注4) 「イエズス会」(Societas Iesu)の指揮権は、(各管区長と、各管区からの代表二名で構成される)総会議において選出された総会長の手に集中しており、その職務は終身である。各管区の管区長、主要な修院の院長は、直接、総会長が任命する。立法権は、総会長の選挙や、特別の理由の為にのみ召集される総会議にあり、その他の会議には決定権がなく、顧問機関にすぎない。法的、外面的な絆が最小限になっている代わりに、愛と従順による内面的な一致団結が強調されている。(日本キリスト教歴史大事典参照)